

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和4年5月25日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第2章 第2節「受入れ分野 等」 第1 受入れ分野 【関係規定】	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第6号及び第7号に掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野 	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては、第4号及び第5号に掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護分野 二 ビルクリーニング分野 三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分

			<ul style="list-style-type: none"> 三 素形材産業分野 四 産業機械製造業分野 五 電気・電子情報関連産業分野 六 建設分野 七 造船・船用工業分野 八 自動車整備分野 九 航空分野 十 宿泊分野 十一 農業分野 十二 漁業分野 十三 飲食料品製造業分野 十四 外食業分野 	<ul style="list-style-type: none"> 野 四 建設分野 五 造船・船用工業分野 六 自動車整備分野 七 航空分野 八 宿泊分野 九 農業分野 十 漁業分野 十一 飲食料品製造業分野 十二 外食業分野
2	P4	○2つ目	<p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、建設分野及び造船・船用工業分野に限られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 介護分野 2 ビルクリーニング分野 3 素形材産業分野 4 産業機械製造業分野 5 電気・電子情報関連産業分野 6 建設分野 7 造船・船用工業分野 8 自動車整備分野 9 航空分野 	<p>○ 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）（以下「分野省令」という。）において、次のものが定められています。なお、特定技能2号での受入れ対象は、建設分野及び造船・船用工業分野に限られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 介護分野 2 ビルクリーニング分野 3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 4 建設分野 5 造船・船用工業分野 6 自動車整備分野 7 航空分野 8 宿泊分野

			<p>10 宿泊分野</p> <p>11 農業分野</p> <p>12 漁業分野</p> <p>13 飲食料品製造業分野</p> <p>14 外食業分野</p>	<p>9 農業分野</p> <p>10 漁業分野</p> <p>11 飲食料品製造業分野</p> <p>12 外食業分野</p>
3	P104	<p>第7章 第4節「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」 ○2つ目</p>	<p>○ 経営上又は事業上の都合により特定技能外国人を解雇するような場合など、特定技能外国人の受入れが困難となったことに起因して、特定技能雇用契約を終了する場合は、特定技能雇用契約を終了する前に一定の時間があることが通常であるので、そのような場合には特定技能雇用契約に係る届出（参考様式第3-1号）を行う前に、あらかじめ受入れ困難の届出を行うよう努めてください。</p>	<p>○ 受入れ困難の事由が発生した日から14日以内に受入れ困難の届出を行わなければなりません。</p>
4	P104	<p>第7章 第4節「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」 ○3つ目</p>	<p>（新設）</p>	<p>○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上の都合により解雇の予告をしたとき ・特定技能所属機関が基準不適合となったとき ・法人の解散の意思決定がなされたとき ・重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・自己都合退職の申し出があったとき ・「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（引き続き雇用する場合を含む） ・特定技能外国人の病気・怪我により雇用の継続が困難になったとき ・特定技能外国人が行方不明となったとき ・個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき <p>などがあります。</p>

5	P104	第7章 第4節「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」 ○4つ目	(新設)	○ 雇用契約が終了した日から14日以内に行わなければならない届出の詳細については、第7章第1節第2を参照してください。
6	P105	第7章 第4節「特定技能外国人の受入れ困難時の届出」 【留意事項】 ○1つ目	○ 「受入れが困難となった場合」とは、経営上の都合（非自発的離職）、特定技能所属機関の基準不適合、法人の解散、個人事業主の死亡、特定技能外国人の死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）、自己都合退職、「特定技能」以外の在留資格へ変更した場合（引き続き雇用する場合を含む）等をいいます。	(削除)

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護(利用者等の心身の状況に応じた入浴、食事、着せ替え等の介助)からなる介護(介護施設等)の業務 【特定技能2号】 身体介護(利用者等の心身の状況に応じた入浴、食事、着せ替え等の介助)からなる介護(介護施設等)の業務 ※利用者の同意を得て行われるもの対象外	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護	介護	
		介護福祉士養成施設修了	介護日本語評価試験(N4以上)	介護	介護	
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	
			国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 部品(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、生産工程に加工品を製造する作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造	鍛造 鍛造 鍛造	
		製造分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造	ハンダ作業 プレス製造	
		製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイカスト	ホムチヤンパ ダイカスト	
		製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイカスト	ホムチヤンパ ダイカスト	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等	
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 増幅加工(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、加工機、プレス機、ホルン型等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通作業 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンタ	
		製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	金属プレス加工	金属プレス	
		製造分野特定技能1号 評価試験(上乗検査)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	工場検査	組立検査	
		製造分野特定技能1号 評価試験(のっせ)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	のっせ	電気ののっせ 溶融鋳造ののっせ	
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 アルミニウム圧延(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、生産工程にアルミニウムの表面を磨き出し、磨きアルミニウムの表面を生成できる作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(アルミニウム表面磨き)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	アルミニウム磨き 表面磨き	表面磨き	
			国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護(利用者等の心身の状況に応じた入浴、食事、着せ替え等の介助)からなる介護(介護施設等)の業務 【特定技能2号】 身体介護(利用者等の心身の状況に応じた入浴、食事、着せ替え等の介助)からなる介護(介護施設等)の業務 ※利用者の同意を得て行われるもの対象外	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	介護	介護	
		介護福祉士養成施設修了	介護日本語評価試験(N4以上)	介護	介護	
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング	
			国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 部品(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、生産工程に加工品を製造する作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造	鍛造 鍛造 鍛造	
		製造分野特定技能1号 評価試験(製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	製造	ハンダ作業 プレス製造	
		製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイカスト	ホムチヤンパ ダイカスト	
		製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	ダイカスト	ホムチヤンパ ダイカスト	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等	
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 増幅加工(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、加工機、プレス機、ホルン型等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通作業 フライス盤 数値制御装置 マシニングセンタ	
		製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	金属プレス加工	金属プレス	
		製造分野特定技能1号 評価試験(上乗検査)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	工場検査	組立検査	
		製造分野特定技能1号 評価試験(のっせ)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	のっせ	電気ののっせ 溶融鋳造ののっせ	
素材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 アルミニウム圧延(指導者の指示を解除し、又は、自分の判断により、生産工程にアルミニウムの表面を磨き出し、磨きアルミニウムの表面を生成できる作業)に従事	製造分野特定技能1号 評価試験(アルミニウム表面磨き)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	アルミニウム磨き 表面磨き	表面磨き	
			国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号	特定技能2号	
			試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 加工技術者の指示を理解し、又は、自分の判断により、金属の加工、組立、組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(加工)	鍛工	機械加工工
		製造分野特定技能1号 評価試験(工業検査)	工業検査	機械検査
	【特定技能1号】 工場主任(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、各種工業製品の加工や検査業務の加工、組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工場検査)	工場検査	機械検査
		製造分野特定技能1号 評価試験(ものつぎ)	ものつぎ	電気のものつぎ
	【特定技能1号】 仕上げ作業者の指示を理解し、又は、自分の判断により、工具や工作機械に加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	仕上げ	金型仕上げ
		製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	仕上げ	金型仕上げ
【特定技能1号】 機械検査(作業者の指示を理解し、又は、自分の判断により、各種工業製品の加工や検査業務の加工、組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械検査)	機械検査	機械検査	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号	特定技能2号	
			試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 機械安全(作業者の指示を理解し、又は、自分の判断により、工場設備の安全確保を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械安全)	機械安全	機械安全
		製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	電子機器組立て	電子機器組立て
	【特定技能1号】 電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、電子機器の組立て及び組み立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	電子機器組立て	電子機器組立て
		製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	電気機器組立て	電気機器組立て
	【特定技能1号】 電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、電気機器の組立て及び組み立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	電気機器組立て	電気機器組立て
		製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	電気機器組立て	電気機器組立て
【特定技能1号】 電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、電子機器の組立て及び組み立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	電子機器組立て	電子機器組立て	

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号	特定技能2号	
			試験免除等となる技能実習2号	
			職種	作業
高圧圧入・塗装・溶接・電気工事・機械組立等分野	【特定技能1号】 塗装(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、塗料を用いて被塗物の塗装を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	塗装	塗装
		製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	溶接	溶接
	【特定技能1号】 溶接(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、溶接機を用いて溶接を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	溶接	溶接
		製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	溶接	溶接
建設分野	【特定技能1号】 型枠工事(指導者の指示を受けながら、コンクリート打ち込み型枠の製作、組立、組立て又は取組の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験(型枠工事)	型枠工事	型枠工事
		建設分野特定技能1号 評価試験(型枠工事)	型枠工事	型枠工事

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
産業機械修繕 業分野	【特定技能1号】 プラスタック成形(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、プラスタックへ熱を加える又は冷却することにより所定の形状とする作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プラスタック成形)	国際交流基金日本語基礎テスト	プラスチック成形	圧縮成形	
			日本語能力試験(N4以上)		ブロー成形	
			国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	建築塗装	
			日本語能力試験(N4以上)		金属塗装	
国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	新機塗装				
日本語能力試験(N4以上)		輸送塗装				
国際交流基金日本語基礎テスト	塗装(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、塗料を所定の作業用容器に加え部材を塗布する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	半塗装	
日本語能力試験(N4以上)			半自動塗装			
国際交流基金日本語基礎テスト	工業分野特定技能1号 評価試験(工業包膜)	工業包膜	国際交流基金日本語基礎テスト	工業包膜	工業包膜	
日本語能力試験(N4以上)			工業包膜			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		特定技能2号	
			日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
電気・電子機器 製造業分野	【特定技能1号】 機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自分の判断により、切削、ブランク、ホール加工などの各種工作機械中の加工機能を用いて金属材料を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通加工	
			日本語能力試験(N4以上)		数値制御装置	
			国際交流基金日本語基礎テスト	金属プレス加工	プレスコングレタ	
			日本語能力試験(N4以上)		金属プレス	
国際交流基金日本語基礎テスト	製造分野特定技能1号 評価試験(工場検査)	工場検査	国際交流基金日本語基礎テスト	工場検査	機械検査	
日本語能力試験(N4以上)			電気メッキ			
国際交流基金日本語基礎テスト	製造分野特定技能1号 評価試験(めっき)	めっき	国際交流基金日本語基礎テスト	めっき	電気めっき	
日本語能力試験(N4以上)			消臭剤めっき			

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等
			日本語能力水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業	
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 電子回路設計(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、半導体工場の設備の保守・修理、検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上り)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上り	仕上り	金型仕上げ	/
			日本語能力試験(N4以上)				
			国際交流基金日本語基礎テスト	機械保全	機械系保全		
			日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 電子機器組立て(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、半導体工場の設備の保守・修理、検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子機器組立て	電子機器組立て	/		
日本語能力試験(N4以上)	電子機器組立て	電気機器組立て	電気機器組立て	電気機器組立て	/		
【特定技能1号】 電気機器組立て(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、半導体工場の設備の保守・修理、検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電気機器組立て	電気機器組立て	電気機器組立て	/	
日本語能力試験(N4以上)	電気機器組立て	電気機器組立て					

<別紙4>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号) 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号 技能水準及び評価方法等
			日本語能力水準及び評価方法等	日本語能力試験(N4以上)	職種	作業	
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 プリント配線組立(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、半導体工場の電子部品組立・検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プリント配線組立)	国際交流基金日本語基礎テスト	プリント配線組立	プリント配線組立	プリント配線組立	/
			日本語能力試験(N4以上)			プリント配線組立	
			国際交流基金日本語基礎テスト	プラスチック成形	射出成形		
			日本語能力試験(N4以上)			インレーシング成形	
【特定技能1号】 プラスチック成形(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、プラスチック工場の設備の保守・修理、検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プラスチック成形)	国際交流基金日本語基礎テスト	プラスチック成形	射出成形	/		
日本語能力試験(N4以上)	プラスチック成形	射出成形	射出成形	射出成形	/		
【特定技能1号】 塗装(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、塗料を塗布する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	塗装	塗装	/	
日本語能力試験(N4以上)	塗装	塗装					
【特定技能1号】 半導体組立(指導者の指図を参照し、又は、自分の判断により、半導体工場の設備の保守・修理、検査等を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(半導体)	国際交流基金日本語基礎テスト	半導体	半導体	半導体	/	
日本語能力試験(N4以上)	半導体	半導体					

< 別紙4 >

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号職種	職種	作業
電気・電子情報関連産業分野	【特定技能1号】工業製品(自動車等の部品を除く)に、次等製造業分野は、在留期間中に、工業製品等製造業に就労する作業に就事)	製造分野特定技能1号評価試験(工業製品)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	工業包装	工業包装	
建設分野	【特定技能1号】建設施工(建築業)の職名、監督を要しないが、コンクリート打込み等型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に就事)	建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	型枠施工	型枠工事	
	【特定技能2号】型枠施工(建築業)の職名、監督を要しないが、コンクリート打込み等型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に就事、二階工事)	建設分野特定技能2号評価試験(型枠施工)				建設分野特定技能2号評価試験(型枠施工)

8

参考様式第
3-1号
参考様式第
3-2号
参考様式第
3-3号
参考様式第
3-4号
参考様式第
3-5号

(記載要領)
項番 1

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分			
介護分野	身体介護等			
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃			
素形材産業分野	鋳造	工場板金	機械保全	
	鍛造	めっき	塗装	
	ダイカスト	アルミニウム陽極酸化処理	溶接	
	機械加工	仕上げ		
産業機械製造業分野	金属プレス加工	機械検査		
	鋳造	工場板金	電気機器組立て	
	鍛造	めっき	プリント配線板製造	
	ダイカスト	仕上げ	プラスチック成形	
電気・電子情報関連産業分野	機械加工	機械検査	塗装	
	金属プレス加工	機械保全	溶接	
	工場板金	電子機器組立て	塗装	工業包装
	めっき	電気機器組立て	溶接	
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	型枠施工	建設機械施工	鉄筋施工	とび 保温保冷
	左官	土工	鉄筋継手	建築大工 吹付ウレタン断熱
	コンクリート圧送	屋根ふき	内装仕上げ	配管 海洋土木工
	トンネル推進工	電気通信	表装	建築板金
造船・船用工業分野・特定技能1号	溶接	仕上げ		
	塗装	機械加工		
	鉄工	電気機器組立て		
造船・船用工業分野・特定技能2号	溶接			
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備			
航空分野	空港グラウンドハンドリング 航空機整備			
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務			
農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般			
漁業分野	漁業 養殖業			
飲食品製造業分野	飲食品製造全般			
外食業分野	外食業全般			

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分			
介護分野	身体介護等			
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃			
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	鋳造	工場板金	電気機器組立て	仕上げ
	鍛造	めっき	プリント配線板製造	
	ダイカスト	工業包装	プラスチック成形	
	機械加工	機械検査	塗装	
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	金属プレス加工	機械保全	溶接	
	鉄工	電子機器組立て	アルミニウム陽極酸化処理	
	型枠施工	建設機械施工	鉄筋施工	とび 保温保冷
	左官	土工	鉄筋継手	建築大工 吹付ウレタン断熱
造船・船用工業分野・特定技能1号	コンクリート圧送	屋根ふき	内装仕上げ	配管 海洋土木工
	トンネル推進工	電気通信	表装	建築板金
	溶接	仕上げ		
造船・船用工業分野・特定技能2号	塗装	機械加工		
	鉄工	電気機器組立て		
	溶接			
自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、分解整備			
航空分野	空港グラウンドハンドリング 航空機整備			
宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務			
農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般			
漁業分野	漁業 養殖業			
飲食品製造業分野	飲食品製造全般			
外食業分野	外食業全般			